軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）の取り扱い（令和６年１月から）

主な変更点及び再確認事項

① 開始日を「確認申請書の提出があった日」から「確認申請書の提出があった日の属する月の月初」に改正しました。

② 終了日を「サービス担当者会議の開催日の属する月から６ヶ月を経過する月の末日又は要介護認定若しくは要支援認定の有効期間の末日のいずれか早い日」から「要介護認定又は要支援認定の有効期間の末日」に改正しました。
ただし、有効期間内であっても、定期的に利用の必要性の確認を行ってください。

③ 電動車いすについては、「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する基本調査の結果に該当していても、軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認申請を必要とします。
なお、確認申請後、清須市から利用の必要性及び安全性についての聞き取りを行う場合があります。
また、申請にあたっては、サービス担当者会議に加え、試乗を行うなどして利用の安全性についても十分に確認した上で申請してください。
給付可となった後も、定期的に点検及び利用の必要性及び安全性の確認を行ってください。

④ 医師の所見が確認できるものは、主治医意見書及び医師の診断書に限らず、聴取日時、聴取方法（面接・電話等）、聴取内容、医師氏名が記録された任意の様式を使用していただいても構いません。

１．令和６年１月からの取り扱い

例外給付の対象者の流れ（別紙）を確認してください。

ァ）平成 27 年厚生省告示第 94 号第 31 号イに定める状態にあるか、認定調査の結果に該当しているか。【ただし、電動車いすについては、「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する基本調査の結果に該当していても、軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認申請が必要となります。】

イ）上記に該当しない場合、医学的所見による状態像（１）～（３）に該当しているか。

添付書類	① 居宅サービス計画書又は介護予防サービス・支援計画書 ② サービス担当者会議の記録の写し ③ 医師の所見が確認できるもの ④ 当該福祉用具のカタログの写し

① 居宅サービス計画書は国の標準様式（第１表、第２表、第３表）に、介護予防サービス計画書は国の標準様式（介護予防サービス・支援計画書）に該当する書面。

② 国の標準様式（第４表）に該当する書面。介護予防の場合は、国の標準様式（介護予防支援経過記録）に該当する書面。「開催日（照会日・回答日）」・「出席者（回答者）」「福祉用具

貸与の例外給付についての検討内容（照会内容・回答内容）」が記載されているものが必要。

③　主治医意見書及び医師の診断書等（主治医連絡票を含む）による場合は、その写しに福祉用具を必要とした理由を確認した箇所が分かるようにラインマーカーの上、提出してください。また、医師から所見を聴取した場合は、聴取日時、聴取方法（ＴＥＬ、面接等）、聴取内容、医師氏名が記録された書面を提出してください。

④　福祉用具の形と貸与金額が分かるもの。

2．適切なケアマネジメントが重要です

①　ケアマネジャーが福祉用具貸与の算定基準(例外給付等)について確認できている。

②　対象種目に関係する日常生活動作（状態像）を理解しケアプランに位置づける。

③　本人や家族の希望だけで導入しない。

④　福祉用具事業者の意見のみで判断しない。

⑤　ケアマネジメントにおいて、主治医の医学的所見を反映させる。

⑥　医学的な所見の入手について、書面だけでなく具体的な内容について面接や電話などの方法で連携をとり確認をしておく。

⑦　福祉用具貸与の状態像に関する医学的所見だけでなく、サービス提供上あるいは療養上の留意点等、幅広い医学的意見の入手につとめる。

⑧　サービス担当者会議では、認定調査の結果・医学的所見をふまえ、以下の点について具体的に話し合い、関係者全員で内容の共有化を図り、記録する。

・　介護認定調査表

・　心身状態や該当する（１）（２）（３）に関する状態像、福祉用具種目の必要性

・　期待される効果やサービス提供上・療養上の留意点

⑨　福祉用具貸与実施後は、予防プランの評価・モニタリング等の手段によって、状態の把握や福祉用具貸与の必要性を見直し、その結果を記録する。

3．確認のポイント

ァ）日付の整合性

・主治医から医学的所見を入手した日が、サービス担当者会議開催日・ケアプラン作成日の後になっていないか。

✕医学的所見を確認しないままケアプラン原案作成し、サービス担当者会議を開催しあとで主治医に診療情報提供書を作成してもらっている。

✕医学的所見を確認しないまま、サービス担当者会議を開催した後もケアプランに医学的所見等が反映されていない（計画日が不明確）

＊　注：市へケアプランを提出する際に本人同意のサインや押印は不要

ィ）ケアプランへの具体的内容の記載

・ケアプラン（１または４表）にケアマネジャーが入手した医学的所見及び医師名が

記載されているか。

✕４表（サービス担当者会議録）に記載の場合→会議出席者に「〇〇先生」と記載、検討内容欄にはそれらしき内容はあるものの医学的所見か判断しがたい例がある。

・福祉用具貸与が必要な本人の身体状況等（状態像）がケアプランに記載され、目標や内容等に具体的に記載されているか。

・サービス担当者会議録に、心身状態や福祉用具貸与の必要性、期待される効果、留意点等が具体的に記載されているか。